

FNo.6・2・0
令和元年8月15日

指定介護予防支援事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

指定居宅介護支援事業者への介護予防支援業務の委託に係る対応について
(通知)

日ごろから、介護保険サービスの適切な提供にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、平成30年度の介護報酬改定において、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならないとされました(平成11年厚生省令第38号 第4条第2項(平成30年1月18日改正)、平成11年老企第22号 第2の3(1)(平成30年3月22日改正))。

このことについて、介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者へ委託する場合にあっては、その委託があくまで業務の一部の委託であることを鑑み、本市における上記の対応は指定介護予防支援事業者が一括して行うこととしますのでご承知置きください。

つきましては、新たに指定居宅介護支援事業者へ委託して指定介護予防支援を提供する利用者について、または、既に指定居宅介護支援事業者へ指定介護予防支援の提供を委託している利用者のうち平成30年4月以降に介護予防サービス計画の見直しを行っている利用者について、適切に対応していただきますようお願いいたします。

以上

高齢政策課指定・指導班
電話(直通) 042-707-7046